海洋法に対するアジア諸国の態度

はじめに

- 1 序論
- 2 東・東南アジア海域における領土・海洋境界紛争
- 3 紛争解決方法についての中国と東南アジア諸国の 対立



三好 正弘 (愛知大学名誉教授)

4 結論

はじめに

2014年9月12日パリの国際関係研究所アジア研究センター(Institut Français des Relations Internationales—IFRI Centre Asie)において「アジアの世紀:如何なる国際規範及び慣行があるか?(The Asian Century: What International Norms and Practices?)」と題する会議が開催され、筆者はこれに招待されて報告する機会に恵まれた。筆者の参加したセッションは「東アジアにおける争いのある国際規範及び地政学的安定(Disputed International Norms in East Asia and Geopolitical Stability)」を論じ、筆者に与えられた課題は「国連海洋法条約に対するアジアのアプローチ(Asian Approaches to UNCLOS)」であった。このような大きなテーマを短時間で論ずることは極めて難しく、報告の構成に苦慮したが、結局、中国と他のアジア諸国、とりわけ東南アジア諸国との対立という側面をとりあげ、両者の対蹠的なアプローチを論じてみた。以下に示すのは、その英文報告の原文の翻訳である」。ただし、翻訳に際して少々補足した点がある

¹ この会議全体の報告書においては、筆者の報告は、他のほとんどの報告と同様に、かなり縮小されて収録されている。Miyoshi, Masahiro, "Asian Approaches to the Law of the Sea: With special reference to the territorial disputes in the South China Sea", in *The Asian Century: What International Norms and Practices?: Conference Proceedings, 12 September 2014, Ifri, Paris,* pp. 17-21.

ことを断っておきたい。

1 序論

20世紀中葉まで、アジア諸国は国際法原則及び規則の形成の外に置かれていた²。しかし、これら諸国は次第にその不衡平を感じ始め、1970年代初めの第三次国連海洋法会議の段階で、若干の諸国が新しいアイデアを提案する動きを示した。インドネシアやフィリピンが提示した「群島国」の概念がその一例である³。これは、疑いなく、海洋法の分野において新しい概念の形成にアジアの貢献を示す最初の兆候の一つである。

他方、アジア海域には若干の古くからのタイプの領土権主張が 20 世紀にあったし、21 世紀になっても残存している。この問題に対して、大きく二つのアプローチ、すなわち、中国のアプローチと他のアジア諸国のアプローチがあるように思われる⁴。アセアン諸国、とくにベトナム、フィリピン、マレーシアは、「その主張及び立場を国連海洋法条約に従うようにし、主張を専らこの条約に根拠づけることが利益に適う」と決意したかに見える⁵。マレーシアとベトナムは、大陸棚限界委員会への申請において、それぞれが主権を主張する島嶼からの大陸棚限界を主張しなかったし、2009 年のフィリピンの基線法はフィリピン群島の主要な島嶼の周りだけに基線を描き、その西方にある南シナ海のフィリピン

2 例えば、1872 年岩倉使節団がワシントンにおいて、出発前の予定外のことであったようだが、条約改正交渉に入ろうとして、「全権委任状」の意味を知らなかったという逸話がある。ごく簡単には、Miyoshi, Masahiro, "International Law in the Modern History of Japan: A Brief Description", *Journal of Law and Political Science* (Aichi University), No. 136 (1994), pp. 9-11. 同時期に、類似の基本的国際法概念を欠いていた逸話が、韓国の国際法学者によって報告されている。Paik, Choon-Hyun (ed.), *International Law in Korean Perspective* (Seoul: Seoul National University Press, 2004). この逸話を筆者がその書評において指摘したことがある。*Asian Yearbook of International Law*, Vol. 12 (2005-2006), p. 310.

3 あるいは同じ意味合いで、アジア人ではなくアフリカ人だが、ケニアのニジェンガ大使が 提案したとされる 200 カイリ排他的経済水域の概念も挙げてよいかもしれない。

4 文脈が南シナ海に限定されるが、各種の海洋法問題、とりわけ領土権主張に関して、中国対他のアジア諸国というパターンを挙げる論者がある。例えば、Dupuy, Florian and Pierre-Marie Dupuy, "A Legal Analysis of China's Historic Rights Claim in the South China Sea", *American Journal of International Law*, Vol. 107 (2014), pp. 124-141; Beckman, Robert, "The UN Convention on the Law of the Sea and the Maritime Disputes in the South China Sea", *ibid.*, pp. 142-163.

5 Beckman, loc. cit., supra note 4, p. 152.

の小島群の周りには基線を描いていない。更に、2012年のあるベトナム法は、人間の居住又は独自の経済生活を維持することができない島嶼は排他的経済水域又は大陸棚を持たないと明示的に規定している⁶。

これに対し、中国は、海洋領有権主張を国連海洋法条約だけでなく歴史に基づいて行う動きを示している。現に、中国の言明を見ると、南沙群島、西沙群島、東沙群島、マクルスフィールド堆、スカーボロ礁などのすべての島嶼、岩礁、砂州、浅瀬等は国際法上の島の定義を満たすかどうかに関係なく、中国の歴史的主権下にありとしている⁷。確かに、中国はこういう:「南シナ海における中国の主権、関係諸権利、管轄権は豊富な歴史的・法的証拠によって支持されている。」⁸と。

南アジア海域では、インドがアンダマン海において 1974 年、1977 年、1978 年(94 と共に)にインドネシアと大陸棚境界画定協定を結び、1978 年と 1993 年にタイと大陸棚境界画定協定を、1986 年にミャンマーと(領海、漁業水域境界画定を含む)大陸棚境界画定協定を、1993 年には(タイと共に)同じくミャンマーと大陸棚境界画定協定を結んでいる。一方、ミャンマーは 1980 年にタイとアンダマン海における領海・大陸棚境界画定協定を結んでいる 9 。 2011 年には、インドがベトナム沖のベトナム油田鉱区について、ベトナムと共同探査取極を結んだ 10 。更に近年になると、バングラデシュが両隣のミャンマー及びインドとの海洋境界紛争をそれぞれ第三者紛争解決手続きに委ねたことが知られている 11 。

⁶ *Ibid.*, pp. 152-153. 次の文献も参照。Davenport, Tara, "Southeast Asian Approaches to Maritime Boundaries", *Asian Journal of International Law*, Vol. 4, Issue 2 (July, 2014), p. 326. この著者はいう:「東南アジア諸国は境界画定協定において、海洋形成物の取り扱いに融和的なアプローチを示している。多くの諸国は、境界画定において、'島'といってよい海洋形成物に縮小された効果しか与えず、又は他の諸国に属する海洋形成物が完全な効果を持ち得ることに合意している。」

⁷ Beckman, loc. cit., supra note 4, pp. 153-154.

⁸ Note Verbale CML/8/2011 from the Permanent Mission of the People's Republic of China to the UN Secretary-General (14 April 2011), at http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mysvnm_33_2009.htm, as quoted in Beckman, loc. cit., supra note 4, p. 156.

⁹ Davenport, loc. cit., supra note 6, Table 1, pp. 351-353.

¹⁰ Beckman, loc. cit., supra note 4, p. 157.

¹¹ 次の判例を参照。Dispute concerning delimitation of the maritime boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar), Judgment of 14 March 2012 by the International Tribunal for the Law of the Sea、及び Bay of Bengal Maritime Boundary Arbitration between Bangladesh and India. Award of 7 July

このように見てくると、大まかに言って、少なくともアジア海域における領土権・管轄権主張と紛争解決に関して、一方に中国他方に他のアジア諸国という、対立の「客観的図式」が出来上がっているように見えるのである¹²。

2 東・東南アジア海域における領土・海洋境界紛争

ここで取り上げている領土紛争ないし問題は、遠隔(又は大洋中)の小島群、低潮高地、砂州、浅瀬等に関するものである。本土から遠く離れたそれらの地理的位置からして、一見重要なものとは見えないが、関係諸国にとっては本土の陸地領土とほとんど同じくらい重視されている。理由は、それらの小さな島状形成物は、領海だけでなく排他的経済水域及び大陸棚の基礎になり得るもので、その周辺に例えば炭化水素資源の鉱脈が賦存する可能性があるからである。

低潮高地が本土又は島から領海の幅員を超える距離に存在する場合、 通常は基線を構成することはできないが、南西太平洋における海洋境界 画定において事実上基点として用いられた例はある¹³。

国連海洋法条約は、海底とその上部水域の境界線を共通の1本の線にすることを意図しているかに見えるが(第74条1項及び第83条1項)、1978年のトレス海峡に関するオーストラリア/パプアニューギニア協定では海底境界線と漁業境界線が一致せず、1988年のオーストラリア

2014 by the Arbitral Tribunal constituted under Annex VII of the UN Convention on the Law of the Sea.

- 12 カンボジアが中国寄りの立場を見せているとの報道があるが、それは中国側からの政治・経済面での働きかけがカンボジアにとって当面有利であるという側面を語るものというべく、カンボジアが海洋問題で中国と直接関係するところはほとんど無いのではないか。
- 13 次の文献を参照。Miyoshi, Masahiro, "Law of the Sea in Asia: A Comment", paper presented at the International Symposium: *International Law and the Prosperity of Asia*, Bangkok, 26 July 2006, (mimeo.), p. 2:
- "1) Low-tide elevations were given full effect as base points in the 1982 Australia-France (New Caledonia) agreement:
- 2) In the 1980 Cook Islands-United States (American Samoa) agreement, low-tide elevations, in addition to all islands and any associated drying fringing reefs, were entitled to full effect in determining an equidistant line;
- 3) In the 1973 Indonesia-Singapore agreement on the territorial sea boundary in the Strait of Singapore, the three turning points were measured from low-tide elevations;
- 4) In the 1980 New Zealand (Tokelau)-United States (American Samoa) agreement, all islands and associated drying reefs and low-tide elevations were entitled to full effect in determining an equidistant line, and drying fringing reefs were used as base points."

/ソロモン諸島協定でも海底境界線と漁業境界線に差異が見られる。

1985年豆満江(図們江)河口に係る北朝鮮/ソ連境界協定では、ピョートル大帝湾口(107カイリ)及び北朝鮮の直線基線(300カイリ)が多くの諸国により法外なものとして批判を受けているが、ともに両国によって相互に認められた。

海洋石油・天然ガス共同開発に目を転ずると、1974年の日韓大陸棚共同開発協定に始まる若干の国家実行がアジア海域ほかに存在する。過去40年間に東南アジア海域にはいくつかの共同開発取極がなされているが¹⁴、南西太平洋及び南アジア海域には筆者の知る限りそのような取極はない¹⁵。共同開発は海洋境界紛争解決の万能薬ではないことはもちろんだが、当面関係諸国の対立する立場を少なくとも緩和する効果を持ち得る解決策になり得るところがある。ただし、関係諸国が、海底鉱物資源から得たいと欲する経済的利益を見込んで、互いに妥協する用意のあることが条件になるが。

- 14 (1) Malaysia-Thailand Memorandum of Understanding on the Delimitation of the Continental Shelf Boundary between the Two Countries in the Gulf of Thailand (1979), and Malaysia-Thailand Agreement on the Constitution and Other Matters Relating to the Establishment of the Malaysia-Thailand Joint Authority (1990);
 - (2) Cambodia-Vietnam Agreement on Historic Waters (1982);
 - (3) Australia-Indonesia Treaty on the Zone of Cooperation in an Area between the Indonesian Province of East Timor and Northern Australia (1989);
 - (4) Malaysia-Vietnam Memorandum of Understanding for the Exploration and Exploitation of Petroleum in a Defined Area of the Continental Shelf Involving the Two Countries (1992);
 - (5) Australia-UNTAET Exchange of Notes constituting an Agreement concerning the continued operation of the Treaty between Australia and the Republic of Indonesia on the Zone of Cooperation in an area between the Indonesian Province of East Timor and Northern Australia of 11 December 1989 (2000), and Australia-UNTAET Memorandum of Understanding on arrangements relating to the Timor Gap Treaty (2000);
 - (6) Cambodia-Thailand Memorandum of Understanding regarding the Area of their Overlapping Maritime Claims to the Continental Shelf (2001);
 - (7) Australia-East Timor Exchange of Notes Constituting an Agreement Concerning Arrangements for the Exploration and Exploitation of Petroleum in an Area of the Timor Sea (2002), and Timor Sea Treaty between East Timor and Australia (2002).
- 15 故朴椿浩・国際海洋法裁判所裁判官が嘗て次のように言っていたのを想起したい。"[M]ore additional joint development agreements are likely to be concluded in the northeast and southeast Asia sub-regions than in the southwest Pacific sub-region." Park, Choon-ho, "Region V: Central Pacific and East Asia Maritime Boundaries", in Charney, J. I. & L. M. Alexander (eds.), *International Maritime Boundaries*, Vol. I (Dordrecht/ London/Boston: Martinus Nihoff Publishers, 1993), p. 302.